

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第十五条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

(法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)

第四条 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(第九条、第十三条、第十七条及び第四十一条から第四十一条の三までを除く。)の規定を適用する。

2 4 省 略

(相互主義)

第五条 この章(この条及び第四十一条から第四十一条の三までを除く。)の規定は、次の各号のいずれかに該当しない場合には、適用しない。

一 四 省 略

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第四十一条の二 報告金融機関等(租税条約等実施特例法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この条において同じ。)

は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等(同項第二号に規定する営業所等をいう。第三項において同じ。)を通じて特定取引(租税条約等実施特例法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。)を行った者(租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める者を除く。)が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定

(法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)

第四条 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十一条の二を除く。)の規定を適用する。

2 4 同 上

(相互主義)

第五条 この章(この条、第四十一条及び第四十一条の二を除く。)の規定は、次の各号のいずれかに該当しない場合には、適用しない。

一 四 同 上

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第四十一条の二 同 上

居住地国（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住
地国をいう。次項において同じ。）は、当該報告対象契約に係る資産の価
額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、
財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を
、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、
当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施
特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定
する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届
け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等
に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定す
る電子情報処理組織をいう。次条第一項第一号において同じ。）を使
用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 省 略

256 省 略

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調
査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者
に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類（
その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他
人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又
は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第七項及
び第四十七条第一項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又
は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることがで
きる。

8511 省 略

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第四十一条の三 報告暗号資産交換業者等（租税条約等実施特例法第十条
の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この
条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号
資産交換業者等との間でその営業所等（同項第二号に規定する営業所等
をいう。第三項において同じ。）を通じて暗号資産等取引（租税条約等

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届
け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等
に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定す
る電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務
省令で定める方法

二 同 上

256 同 上

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調
査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者
に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類（
その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他
人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又
は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物
件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を
求めることができる。

8511 同 上

実施特例法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、租税条約等実施特例法第十条の九第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地位国（租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する特定居住地位国をいう。次項において同じ。）を、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた同号に規定する暗号資産等売買等に係る暗号資産等（同号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。）の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならぬ。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2 前項に規定する報告対象契約とは、暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地位国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るものを含む。）の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）である者（特定居住地位国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号に規定する特定組合員等を含む。）が締結しているもの

二 特定居住地位国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租税

条約等実施特例法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの。

3| 租税条約等実施特例法第十条の十一第一項の規定は報告暗号資産交換

業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行った場合について、同条第二項の規定はこれらの者が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に關し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に關し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条の九の規定並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4| 報告暗号資産交換業者等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に關する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に關する記録を作成しなければならない。

5| 報告暗号資産交換業者等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る暗号資産等取引に係る契約が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

6| 報告暗号資産交換業者等との間で締結している第一項に規定する報告対象契約の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結している他の

暗号資産等取引に係る契約がある場合の同項の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に關する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に關する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に關する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

9| 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11| 第九項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の二第一項若しくは第四十一条の三第一項に規定する報告事項をその提供の期限までにこれらの規定による方法により税務署長に提供せず、又はこれらの規定による方法により偽りの事項若しくは第四十一条の二第三項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律第十条の七第一項若しくは第四十一条の三第三項において準用する同法第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為若しくは第四十一条の二第三項において準用する同法第十条の七第二項若しくは第四十一条の三第三項において準用する同法第十条の十一第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことに係る事項を税務署長に提

第四章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の二第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項若しくは同条第三項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為若しくは同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことに係る事項を税務署長に提供した者

供したとき。

二 第四十一条の二第七項若しくは第四十一条の三第七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十一条の二第七項又は第四十一条の三第七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2・3 省略

二 第四十一条の二第七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十一条の二第七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした同項に規定する帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

2・3 同上